

HIMEDIC山中湖倶楽部（併行型） 会則・細則・利用規程 新旧対照表

※下線は変更部分を示します。

掲載日2020年4月1日  
効力発生日2020年7月1日

現会則	改定后会則
<p>第5条(会員のつとめ) 会員は、本会則および別途定める細則、利用規程を遵守するものとします。</p>	<p>第5条(会員のつとめ) 会員は、<u>本倶楽部の健全な発展および会員相互の親睦に貢献する義務を負うとともに</u>、本会則および別途定める細則、利用規程を遵守するものとします。</p>
<p>第7条(会員の資格) 1. 個人 (1)～(4) (変更なし) (5) <u>その他会社の審査基準に適合しない方</u> 2. 法人 (1)～(4) (変更なし) (5) <u>その他会社の審査基準に適合しない法人</u></p>	<p>第7条(会員の資格) 1. 個人 (1)～(4) (変更なし) (5) <u>その他会社が会員として不適当と判断した方</u> 2. 法人 (1)～(4) (変更なし) (5) <u>その他会社が会員として不適当と判断した法人</u></p>
<p>第10条(除名・会員資格の停止) 会社は、会員または会員が指名した利用者において次の各号のいずれかに該当する行為があった場合には、<u>本倶楽部理事会の承認を得て</u>、当該会員の資格を一時停止、または除名することが出来るものとします。</p>	<p>第10条(除名・会員資格の停止) 会社は、会員または会員が指名した利用者において次の各号のいずれかに該当する行為があった場合には、当該会員の資格を一時停止、または除名することが出来るものとします。</p>
<p>第15条(年会費) 会員は、別途細則で定める年会費を会社に納入するものとします。 2. (追加) <u>なお、年会費は、いかなる場合も返還しません。</u> 4. 【細則第5条から移動】 5. (追加)</p>	<p>第15条(年会費) 1. (変更なし) 2. <u>会員は、年会費の支払を滞納した場合は、会則第10条①により会員の資格を一時停止、または除名となっても異議を述べないものとします。</u> 3. <u>会社は、検診券の有効期間が過ぎた場合でも、年会費を返還しないものとします。</u> 4. <u>会社は、経済情勢の変動等により、年会費を変更できるものとします。</u> 5. <u>会員は、年会費その他の本倶楽部に関連する債務を弁済期に支払わなかったときは、会社に対し、不履行の日の翌日から年6%の割合による遅延損害金を支払わなければならないものとします。</u></p>
<p>第16条(名義変更) 会員は、<u>所定の手続きにより会社の承認を得て</u>、その権利を他に譲渡し、会員の名義を変更することができます。  名義変更に伴う手数料については、細則で定めます。 3. 【細則第5条から移動】</p>	<p>第16条(名義変更) 1. <u>会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員の名義を変更することができます。</u> ① <u>第三者に対する譲渡</u> ② <u>相続</u> ③ <u>商号変更(合併、会社分割含む)</u> ④ <u>改姓、改名</u> 2. <u>前項における名義変更に伴う手数料は、細則で定めます。</u> 3. <u>会社は、経済情勢の変動等の理由により、名義変更に伴う手数料を変更できるものとします。</u></p>
<p>第17条(会員の権利) 会員は、細則で定めるメディカル・サービスを受けることができるほか、本倶楽部が位置しリゾートトラスト株式会社が運営する「エクシブ山中湖」内の付帯施設を所定の料金で利用できます。なお、<u>会員が受けるメディカル・サービスは、会社が、「エクシブ山中湖」内に施設(以下「医療施設」といいます)を提供し、開設される医療機関に委嘱して行われることを会員は了解するものとします。</u></p>	<p>第17条(会員の権利) 会員は、細則で定めるメディカル・サービスを受けることができるほか、本倶楽部が位置しリゾートトラスト株式会社が運営する「エクシブ山中湖」内の付帯施設を所定の料金で利用できます。なお、<u>会員は、メディカル・サービスを受ける場合、その検診データを各提携先医療機関が医学の発展進歩に寄与するための研究情報とすること、および細則に定めるメディカル・サービス提供のために利用することを了解するものとします。</u></p>

現会則	改定后会則
<p>第19条(施設の閉鎖・利用制限) 1.～2. (変更なし) 3. 法令の制定改廃等のとき</p>	<p>第19条(施設の閉鎖・利用制限) 1.～2. (変更なし) 3. 法令の制定改廃等により施設が使用できないとき</p>
<p>第21条(倶楽部理事会) 1. 本倶楽部には理事会を設置し、以下の役員をおきます。 ①理事長1名 ②常務理事1名 ③理事5名以上20名以下 ④監事2名以内 2. 理事長、常務理事、理事および監事は、会社が委嘱します。 3. (変更なし) 4. 常務理事は、理事長を補佐し、理事長が不在のときはこれを代行します。 5. 役員任期は、選任されたときから1年間とします。ただし、再任を妨げないものとします。</p>	<p>第21条(倶楽部理事会) 1. 本倶楽部には理事会を設置し、以下の役員をおきます。 ①理事長1名 ②理事5名以上20名以下 ③監事2名以内 2. 理事長、理事および監事は、会社が委嘱し、各理事の役職は、会社が定めます。 3. (変更なし) 4. 理事長が不在の時は、他の理事がこれを代行します。 5. 役員任期は、選任されたときから2年間とします。ただし、再任を妨げないものとします。</p>
<p>第22条(理事会の管掌事項) 1. 本倶楽部理事会は、次の事項をつかさどります。 ① 会員の除名等の処分に関する事項 ② 倶楽部運営に係わる会社への助言・提案 ③ 会社からの諮問事項についての審議</p>	<p>第22条(理事会の管掌事項) 1. 本倶楽部理事会は、次の事項をつかさどります。 (削除) ① 倶楽部運営に係わる会社への助言・提案 ② 医療倫理についての指導・啓発</p>
<p>第23条(会則の改正等) 本会則の改正変更は理事会に通知の上、会社がこれを行います。</p> <p>なお、会員に対する告知は、ホームページへの掲載、郵送またはEメールのいずれかの方法により行い、掲載、文書の発送、発信を持って効力を生ずるものとします。</p> <p>3. (追加)</p>	<p>第23条(会則等の改正等) 1. 会社は、法令の規定に従い、本倶楽部の会則、細則および利用規程その他これらの書面内で言及のある規程等(以下「会則等」といいます)を変更することができるものとし、変更後の内容は、変更前に入会した会員にも適用されるものとします。 2. 前項の変更は、会報誌への掲載、会社のホームページへの掲載、郵送またはEメールのいずれかの方法により、会員へ通知するものとします。 3. 前項の通知は、変更対象となった会則等の適用を受ける会員に対して行えば足りるものとします。</p>

現細則	改定後細則												
<p>第4条(名義変更料等)</p> <p>①会員資格譲渡に伴う名義変更料は、当該会員権の入会金の20%(別途消費税)とします。</p> <p>②改姓、改名または商号変更(合併・会社分割を含む)に伴う名義変更料等は、所定の費用とします。</p>	<p>第4条(名義変更料等)</p> <p><b>会社は会員に対し、名義変更料として次に定める料金をいただきます。</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名義変更内容</th> <th>名義変更料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三者に対する譲渡</td> <td>入会金の20%(別途消費税) ※契約後、入会金の金額に変更があった場合、名義変更時の入会金の金額を基準に算定します。</td> </tr> <tr> <td>2親等以内の変更 (譲渡、贈与)</td> <td>50,000円(別途消費税)</td> </tr> <tr> <td>2親等以内の相続</td> <td>50,000円(別途消費税)</td> </tr> <tr> <td>商号変更 (合併・会社分割含む)</td> <td>10,000円(別途消費税)</td> </tr> <tr> <td>改姓、改名</td> <td>10,000円(別途消費税)</td> </tr> </tbody> </table>	名義変更内容	名義変更料	第三者に対する譲渡	入会金の20%(別途消費税) ※契約後、入会金の金額に変更があった場合、名義変更時の入会金の金額を基準に算定します。	2親等以内の変更 (譲渡、贈与)	50,000円(別途消費税)	2親等以内の相続	50,000円(別途消費税)	商号変更 (合併・会社分割含む)	10,000円(別途消費税)	改姓、改名	10,000円(別途消費税)
名義変更内容	名義変更料												
第三者に対する譲渡	入会金の20%(別途消費税) ※契約後、入会金の金額に変更があった場合、名義変更時の入会金の金額を基準に算定します。												
2親等以内の変更 (譲渡、贈与)	50,000円(別途消費税)												
2親等以内の相続	50,000円(別途消費税)												
商号変更 (合併・会社分割含む)	10,000円(別途消費税)												
改姓、改名	10,000円(別途消費税)												
<p>第5条(年会費等の変更)</p> <p>年会費および名義変更料については、経済情勢の変動等により変更させていただく場合があります。</p>	<p><b>【会則第15条第4項および第16条第3項へ移動】</b></p>												
<p>第6条(会報誌)</p>	<p>第5条(会報誌)</p>												
<p>第7条(利用規程)</p>	<p>第6条(利用規程)</p>												
<p>第8条(細則等の改正)</p> <p>本細則および利用規程の改正変更は、会社が行います。なお、会員に対する告知は、ホームページへの掲載、郵送またはEメールのいずれかの方法により行い、掲載、文書の発送または発信をもってその効力を生ずるものとします。</p>	<p><b>【会則第23条第1項および第2項へ移動】</b></p>												

現利用規程	改定後利用規程
<p>&lt;ご利用のお申込について&gt;</p> <p>(1)検診、宿泊とも、完全予約制です。お申込は、ハイメディック山中湖倶楽部事務局(以下事務局という)にお電話下さい。事務局は、エクシブ山中湖施設内にあります。 TEL (0555) 65 - 9181 (代) TEL (0120) 117 - 288 (フリーダイヤル)</p>	<p>&lt;ご利用のお申込について&gt;</p> <p>(1)検診、宿泊とも、完全予約制です。ご予約の<b>お申し込みは、クラブデスクにお電話下さい。</b> <b>クラブデスク TEL 0120-373-388</b></p>
<p>(3)ご予約は、前年度の検診日より占有日期間の2ヶ月前までに必ず事務局へご連絡下さい。</p>	<p>(3)ご予約は、前年度の検診日より占有日期間の2ヶ月前までに必ず<b>クラブデスク</b>へご連絡下さい。</p>
<p>(6)万が一、占有日期間内に検診を受けられない場合は、2ヶ月前までに必ず事務局へご連絡下さい。</p>	<p>(6)万が一、占有日期間内に検診を受けられない場合は、2ヶ月前までに必ず<b>クラブデスク</b>へご連絡下さい。</p>
<p>(8) (追加)</p>	<p><b>(8)刺青または、刺青と誤解を受けるもの等をされている方は検診及びメディカルサービスをお受けいただくことができません。</b></p>